

II 高年齢者無期雇用転換コース

高年齢の有期契約労働者をより安定した雇用形態に転換する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者に対して、有期雇用の高年齢者を安定した雇用形態に転換する措置を、2と3により実施した場合に受給することができます。

1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、次の（1）～（5）のいずれにも該当する労働者です。

- （1）申請事業主が雇用している通算雇用期間が6か月以上で50歳以上かつ定年年齢（※1）未満の有期契約労働者（※2）であること
- （2）労働契約法第18条に基づき、労働者からの申込により無期雇用に転換した者でないこと
- （3）無期雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた有期契約労働者でないこと
- （4）無期雇用への転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所に無期雇用労働者として雇用されたことがないこと
- （5）支給申請日において離職（※3）していないこと

※1 65歳以上である場合は、65歳とします。

※2 期間の定めのある労働契約を締結する労働者のうち、派遣労働者以外の者をいいます。

※3 本人都合、天災等により事業継続が困難となったこと、または本人の責めに帰すべき理由による解雇は除きます。

2 無期雇用転換計画の認定

「無期雇用転換計画」（※4）を作成して、それについて（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）理事長に提出してその認定を受けること

なお、無期雇用転換計画書提出日において、事業主は次の（1）及び（2）を満たしていることが必要です。

- （1）有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（※5）を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること
- （2）高年齢者雇用推進者（※6）の選任に加え、次の①～⑦の高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること
 - ① 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
 - ② 作業施設・方法の改善
 - ③ 健康管理、安全衛生の配慮
 - ④ 職域の拡大
 - ⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - ⑥ 賃金体系の見直し
 - ⑦ 勤務時間制度の弾力化

※4 実施期間が3年から5年までのものに限りします。

※5 実施時期が明示され、有期契約労働者として雇用後5年以内に無期雇用労働者に転換する制度に限りします。

※6 高年齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当しているものとして、必要な知識及び経験を有している者の中から事業主が選任する者をいいます。

3 無期雇用への転換の実施

2の無期雇用転換計画に基づき、対象労働者に対する次の(1)～(4)のすべてを満たす措置を実施したこと

- (1) 対象となる有期契約労働者を計画実施期間内に無期雇用労働者(※7)に転換すること
- (2) (1)の転換後、6か月以上継続して雇用し、6か月分(※8)の賃金を支払ったこと
- (3) 支給申請日において制度を継続して運用していること
- (4) 転換した対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

※7 転換した日以降の期間について、雇用保険被保険者として適用されていることが必要です。

※8 通常勤務した日数が11日未満の月は除きます。

対象となる事業主

本助成金(コース)を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～9ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備・保管し、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)から提出を求められた場合にそれに応じること

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過した日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇(勧奨退職等を含む)したことがある場合
- 2 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過した日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由(※9)により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※9 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由(事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む)をいいます。

- 3 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条(60歳以上の定年を定めていること)または第9条(65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること)の違反がある場合

支給額

- 1 本助成金(コース)の支給額は、対象労働者1人につき50万円(40万円)です。

注()内は中小企業以外の額(中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照)

- 2 対象労働者の合計人数は1支給申請年度1適用事業所あたり10人を上限とします。

受給手続

本助成金(コース)を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続きをしてください。

1 計画の認定申請

「無期雇用転換計画」の実施期間の開始日から起算して6か月前の日から2か月前の日まで（認定申請期間）に、当該計画を記載した「無期雇用転換計画書」に必要な書類を添えて（※10）、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に認定申請してください。当該認定の後、「無期雇用転換計画認定通知書」が交付されます。

※10 無期雇用転換計画書の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

2 支給申請

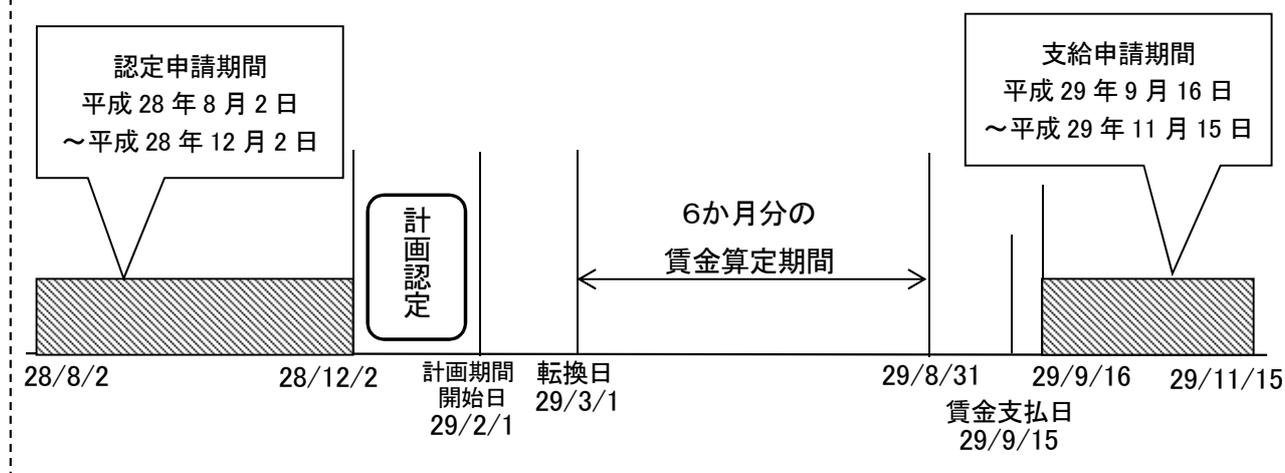
無期雇用転換計画に基づき、無期雇用への転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内（支給申請期間）に、「高年齢者雇用安定助成金（高年齢者無期雇用転換コース）支給申請書」に必要な書類を添えて（※11）、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ支給申請してください。

※11 申請書等の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

（参考）受給手続きの流れ

【例】・無期雇用転換計画期間が平成29年2月1日からである場合

・転換日が平成29年3月1日、賃金締切日が月末で翌月15日払いである場合



利用にあたっての注意点

- 1 本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。